３月臨時教育委員会

参考資料

（令和７年３月２７日）

議案

第３０号　丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　（田園交響ホール）・・・１頁

丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の主旨

現在、舞台の使用のない日に限り、楽屋 A のみ単独で貸し出しを行っていますが、これまでから市民の皆さまより文化芸術活動の場の一つとして楽屋 B の貸し出しを希望する声があり、市民の文化活動支援及び、ホール施設の有効活用を図るため、「丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則」の一部を改正します。

2 改正の内容

楽屋Bの単独での貸し出しの使用料を追加します。

3 施行期日等

令和７年４月１日

丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

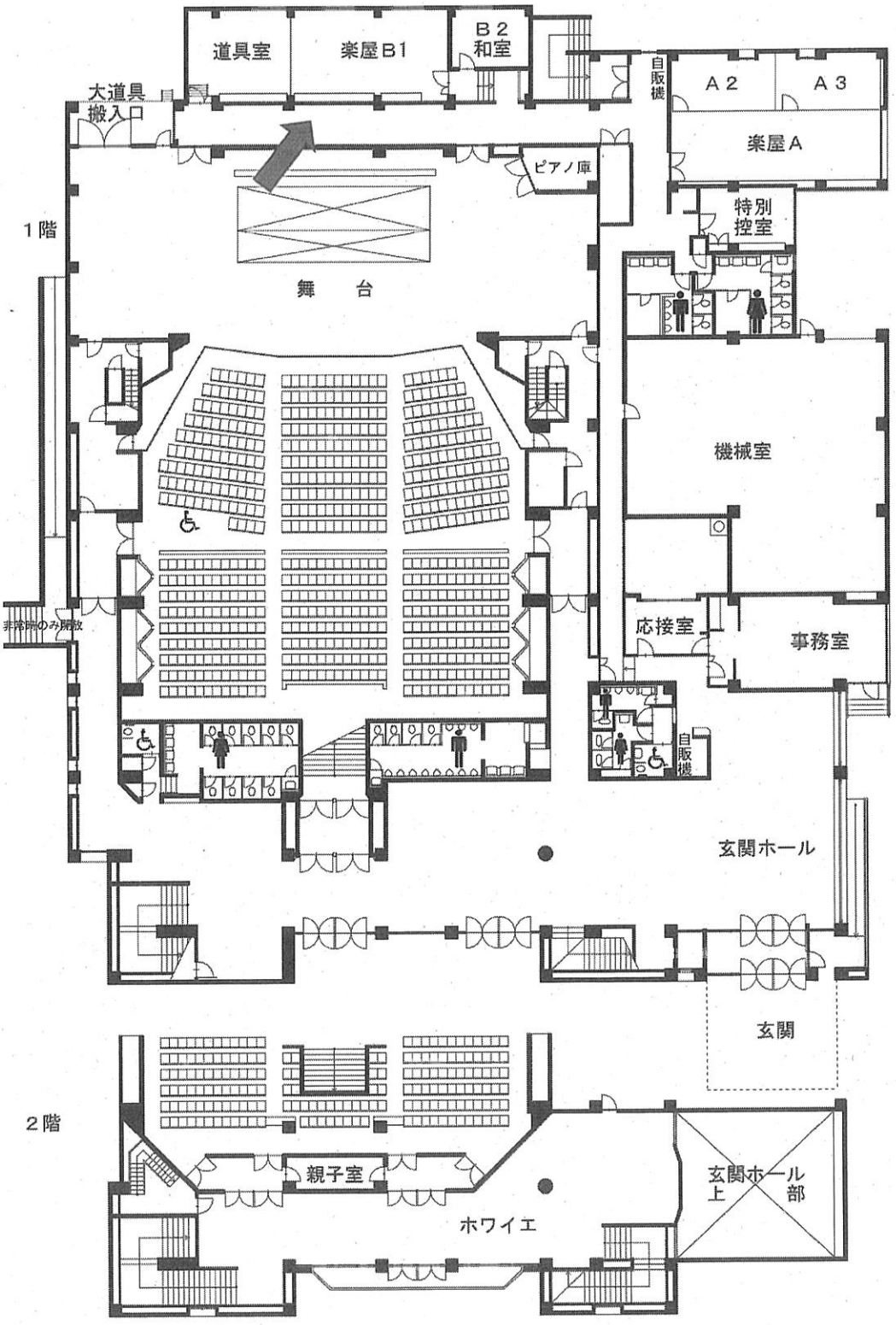

○丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則

平成２３年３月９日
教委規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例（平成１１年篠山市条例第１００号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日及び開館時間）

第２条　丹波篠山市立田園交響ホール（以下「交響ホール」という。）の休館日及び開館時間は次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1)　休館日は毎週月曜日、毎週火曜日及び１２月２９日から翌年１月３日までとする。ただし、月曜日及び火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その直後の同法に規定する休日でない日とする。

(2)　開館時間は、午前９時から午後１０時までとする。

（運営委員会の所掌事務）

第３条　条例第５条に規定する運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　交響ホールの自主事業に関すること。

(2)　交響ホールの広報及び宣伝に関すること。

(3)　交響ホールの観客誘致対策に関すること。

(4)　交響ホールで行う文化芸術創造活動の育成

(5)　交響ホールに関する文化事業等の調整

(6)　交響ホールの館管理運営に関すること。

(7)　その他必要と認めること。

（運営委員会の委員長及び副委員長）

第４条　運営委員会に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第５条　運営委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　運営委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（使用の許可）

第６条　条例第７条の規定により使用の許可を受けようとする者は、丹波篠山市立田園交響ホール使用許可申請書（様式第１号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

２　使用許可申請書の受付は、利用しようとする日の１年前の日の属する月の初日から利用しようとする日の１０日前の間に、練習については、利用する日の３月前の日の属する月の初日から行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３　使用許可申請書の受付時間は、休館日以外の日の午前９時から午後５時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

４　教育委員会は、使用の許可をしたときは、丹波篠山市立田園交響ホール使用許可書（様式第２号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

（使用許可事項の変更）

第７条　交響ホールの使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取り消し又は変更をしようとするときは、速やかに使用許可書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第８条　教育委員会は、条例第１１条の規定により使用の許可を取り消し、又は利用を停止させる場合は、丹波篠山市立田園交響ホール使用不許可（取消）通知書（様式第３号）により使用者に通知しなければならない。

（使用料）

第９条　使用者は、条例第７条の使用の許可を受けたときは、速やかに使用料を納付しなければならない。

（附属設備の使用料の額）

第１０条　使用者は、交響ホールの附属設備を利用しようとするときは、別表第１に定める附属設備使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

２　使用料の計算方法は、別表第２のとおりとする。

３　楽屋A又は楽屋Bを使用する場合における使用料は、前項の規定にかかわらず、午前、午後及び夜間をそれぞれ１区分として計算する。ただし、使用時間を超過した場合は、超過時間３０分につき使用料の１００分の１５を加算した額とする。

（使用料の免除）

第１１条　条例第１３条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、丹波篠山市立田園交響ホール使用料免除申請書（様式第４号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第１２条　条例第１４条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1)　使用者の責めによらない理由により利用できないとき。使用料の全額

(2)　使用の変更又は取り消しを利用日前６月までに申し出て許可を受けたとき。使用料の８割

(3)　使用の変更又は取り消しを利用日前３月までに申し出て許可を受けたとき。使用料の５割

２　前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、丹波篠山市立田園交響ホール使用料還付申請書（様式第５号）を教育委員会に提出しなければならない。

（損傷及び滅失の届出）

第１３条　使用者が交響ホール又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第１４条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則施行の日の前日までに、たんば田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１１年篠山市規則第５９号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成３１年４月２４日教委規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年５月１日から施行する。

（調整規定）

２　篠山市立たんば田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則によってまず改正され、次いで市の名称変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則（平成３１年篠山市教育委員会規則第１号）によって改正されるものとする。

附　則（令和５年３月１３日教委規則第４号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日教委規則第５号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第１０条関係）

田園交響ホール附属設備使用料

単位：円

区分	設備品名	単位	１区分の使用料
舞台設備	音響反射板	１基	４，０００
	前迫り	１基	１，０００
	後迫り	１基	２，０００
	司会者台	１台	３００
	演台	１台	５００
	所見台	１台	２００
	花台	１台	２００
	パイプイス	１脚	５０
	特殊イス	１脚	１００
	長テーブル	１台	２００
	表彰盆	１台	１００
	平台（箱馬含む）	１台	２００
	ケコミパネル	１枚	５０
	人形立	１本	１００
	めくり台	１本	１００
	舞台用階段	１台	２００
	平台用移動キャスター	１個	５０
	指揮台・指揮譜面台	１台	３００
	演奏者用譜面台	１台	５０
	譜面灯	１灯	５０
	毛せん	１枚	２００
	長布団・座布団	１枚	１００
	白布	１枚	１００
	金屏風	１双	２，０００
	所作台	１式	１０，０００
	松羽目	１式	２，５００
	竹羽目	１式	２，５００

	鳥屋囲		1式	1，000
	地がすり		1式	5，000
	上敷		1巻	200
	リノリューム		1巻	1，000
	一文字看板		1台	400
	紗幕		1枚	2，000
	ジョーゼット		1式	2，000
	雪カゴ		1台	500
	フラワーセット		1式	2，000
	花瓶		1台	500
	ホワイトボード		1台	200
照明設備	基本セット／ボーダーライト		2列	基本使用料に含む。
	Aセット	シーリングライト サスペンションライト又は天板ライト一式		5，000 （フィルター別）
	Bセット	Aセット＋フロントサイドスポット一式ホリゾントライト一式		12，000 （フィルター込）
	プロセニアムライト		1列	2，000
	トーメンタルライト		1式	2，000
	アッパーホリゾントライト		1列	2，000
	ロアーホリゾントライト		1列	2，000
	シーリングスポットライト		1式	2，000
	フロントサイドスポットライト		1式	2，000
	フットライト		1式	2，000
	ピンスポットライト		1基	2，000
	フォローピンスポットライト(1000W)		1台	1，000
	スポットライト(1500W)		1台	600
	スポットライト(1000W)		1台	400
	スポットライト(500W)		1台	200
	LEDスポットライト		1台	400
	ステージビームライト		1台	500
	カッタースポットライト		1台	500
	2kwエフェクトマシーン		1台	3，000

	１kwエフェクトマシーン	１台	２，０００
	LEDムービングライト	１台	２，０００
	オーロラマシーン	１台	１，５００
	波マシーン	１台	１，５００
	マルチストロボ	１式	１，５００
	ミラーボール（楕円型）	１台	１，５００
	ハイスタンド	１台	１００
	ロースタンド	１台	５０
	カラーフィルター	１枚	５０
	星球	１組	２，０００
音響設備	基本セット／マイク	２本	基本使用料に含む。
	ダイナミックマイク	１本	１，０００
	コンデンサーマイク	１本	１，２００
	ワイヤレスマイク	１本	１，２００
	エレベーターマイク	１本	１，５００
	３点吊りマイク	１式	３，０００
	マイクスタンド	１本	１５０
	モニタースピーカー	１台	７００
	オープンテープレコーダー	１台	８００
	カセットテープレコーダー	１台	７００
	MDレコーダー	１台	７００
	CDレコーダー・プレーヤー	１台	７００
	DATレコーダー	１台	８００
	デジタル・エフェクター	１台	８００
	移動型ミキサー	１台	２，０００
	移動型デジタルミキサー	１台	４，０００
その他	スモークマシーン（液体別料金）	１台	２，０００
	ドライアイスマシーン（ドライ別料金）	１台	２，０００
	オーケストラピット（組立費別）	１基	８，０００
	ビデオプロジェクター	１台	４，０００
	１６mm映写機	１式	２，０００
	スライド映写機	１台	２，０００
	スクリーン	１式	２，０００

	ピアノ（スタインウェイ）	１台	１２，０００
	ピアノ（ヤマハC―７）	１台	６，０００
	練習用ピアノ	１台	１，０００
	大太鼓	１台	１，０００
	ビデオカメラ	１台	１，０００
	ビデオデッキ	１台	１，０００
	持込機器電源使用料	１kw	３００
楽屋A（単独で使用する場合のみ）	午前（９時～１２時）	１室	１，２００
	午後（１３時～１７時）	１室	１，６００
	夜間（１８時～２２時）	１室	１，８００

別表第２（第１０条関係）

田園交響ホール附属設備使用料の計算方法

	使用の状況	区分の考え方	１区分ごとの料金割合
交響ホールで本番を行う場合	本番	午前、午後、夜間をそれぞれ１区分とする。	全額
	リハーサルを伴う準備及び練習	準備及び練習の使用がリハーサルを伴い連続している場合は、１区分とする。	全額
	リハーサルを伴わない準備及び練習	準備及び練習の使用が連続使用している場合は、１区分とする。	１／２を乗じた額
交響ホールで本番を行わない場合	練習	１日を１区分とする。 ただし、午前、午後、夜間の使用が連続していない場合は、それぞれを独立した区分とみなすものとする。	１／２を乗じた額

（備考）　使用区分の時間は、次のとおりとする。

(1)　午前　９時～１２時

(2)　午後　１３時～１７時

(3)　夜間　１８時～２２時

様式第1号(第6条関係)

使用許可決裁					
館長	係				担当
受付No.				不許可	

丹波篠山市立田園交響ホール
使用許可申請書
〔使用変更〕

年　月　日

丹波篠山市教育委員会　様

住　所
団体名
代表者
連絡者　電話(　)　—

下記のとおり使用したいので申請します。

使用日時	年　月　日　曜日　時　分 ～　月　日　曜日　時　分		
行事名			
行事内容			
使用区分	準備	日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
	練習	日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
	リハーサル	日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
	本番	日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
		日　時　分～　時　分	円
	撤収	日　時　分～　時　分	円
使用変更	年　月　日～　月　日分を上記のとおり変更します。		
許可年月日	年　月　日	基本使用料合計	円

備考	取扱者	領収印
		年　月　日

1　太線内のみボールペンで記入してください。特に、使用区分の時間帯により料金が変わってきますのでご注意ください。
2　附属設備使用料及び人件費等は、公演終了後請求します。

様式第2号(第6条関係)

丹波篠山市立田園交響ホール使用許可書

〔使用変更〕

受付No.

年　月　日

住　所
団体名
代表者
連絡者　　電話(　)　—

使用日時	年　月　日　曜日　時　分 ～　月　日　曜日　時　分			
行事名				
行事内容				
使用区分	準備	日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
	練習	日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
	リハーサル	日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
	本番	日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
		日　時　分～　時　分		円
	撤収	日　時　分～　時　分		円
使用変更	年　月　日～　月　日分を上記のとおり変更します。			
許可年月日	年　月　日	基本使用料合計		円

備考	取扱者	領収印
		年　月　日

注　利用者が下記に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがあります。

(1)　田園交響ホール条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれに基づく指示に違反したとき。

(2)　施設を許可された使用目的と異なった目的に使用したとき。

上記のとおり使用を許可します。

丹波篠山市教育委員会　　印

様式第3号(第8条関係)

丹波篠山市立田園交響ホール使用不許可(取消)通知書

年　月　日

丹波篠山市教育委員会　印

年　月　日付けで申請のあった(許可をした)田園交響ホールの使用は、次の理由により許可することができません(使用許可を取り消した)ので通知します。

許可の年月日及び番号	
不許可(取消し)の理由	

様式第4号(第11条関係)

丹波篠山市立田園交響ホール使用料免除申請書

年　月　日

丹波篠山市教育委員会　　様

次のとおり使用料の免除をお願いしたく申請します。

申請者	住所		氏名(名称)	
	連絡者	電話(　)　—　番		
行事の名称				
使用の日時	年　月　日(　)　時　分から 年　月　日(　)　時　分まで			
主催				
後援				

申請の理由	種別		金額
	※ 基本使用料		円
	※加算料金	冷暖房	円
		設備器具	円
			円
	※ 合計		円
	※ 減免率		
	※ 納付金額		円

※印欄は記入しないでください。

上記のとおり免除してよろしいか。

館長	係		
許可不許可別		許可	不許可

様式第5号(第12条関係)

丹波篠山市立田園交響ホール使用料還付申請書

年　月　日

丹波篠山市教育委員会　　様

次のとおり使用料の還付をお願いしたく申請します。

申請者	住所		氏名(名称)	
	連絡者	電話(　)　—　番		
行事の名称				
使用の日時	年　月　日(　)　時　分から 年　月　日(　)　時　分まで			
主催				
後援				

申請の理由	種別		金額
	※基本使用料		円
	※加算料金	冷暖房	円
		設備器具	円
			円
	※合計		円
	※減免率		
	※納付金額		円

※印欄は記入しないでください。

上記のとおり還付してよろしいか。

館長	係		
許可不許可別		許可	不許可

様式第１号（第６条関係）
様式第２号（第６条関係）
様式第３号（第８条関係）
様式第４号（第１１条関係）
様式第５号（第１２条関係）